

クリーニング所の施設基準・衛生措置基準等について

1 面積の目安

【福岡市クリーニング業法施行条例第3条】

クリーニング所の広さは、洗濯物の処理又は受取及び引渡し並びに衛生の保持のため十分なものであること。

2 構造・設備基準

【クリーニング業法第3条、市条例第3条】

区分	規定
施設全般	<ul style="list-style-type: none"> 外部、住居及びクリーニング所以外の施設と隔壁等により区分し、洗濯物を処理する用途以外の用途に併用しないこと。 採光、照明及び換気を十分に行うことができる構造及び設備とすること。この場合において、有機溶剤を使用して洗濯、染み抜き等を行うクリーニング所においては、必ず機械換気設備を設けること。 洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事する者の手指を消毒するための設備を設けること。 溶剤、染み抜き薬剤、消毒剤等は、それぞれ品名を表示して、専用の戸棚、保管庫等に保管すること。
洗場	<ul style="list-style-type: none"> 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当なこう配と排水口が設けられていること。 洗場の内壁は、不浸透性材料で造る場合を除き、床面から少なくとも1 mの高さまで不浸透性材料で覆うこと。 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも一台備えなければならない。 ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。 洗場には、洗濯及び消毒に必要な洗剤、溶剤、薬品等を整理するための容器又は戸棚を設けること。

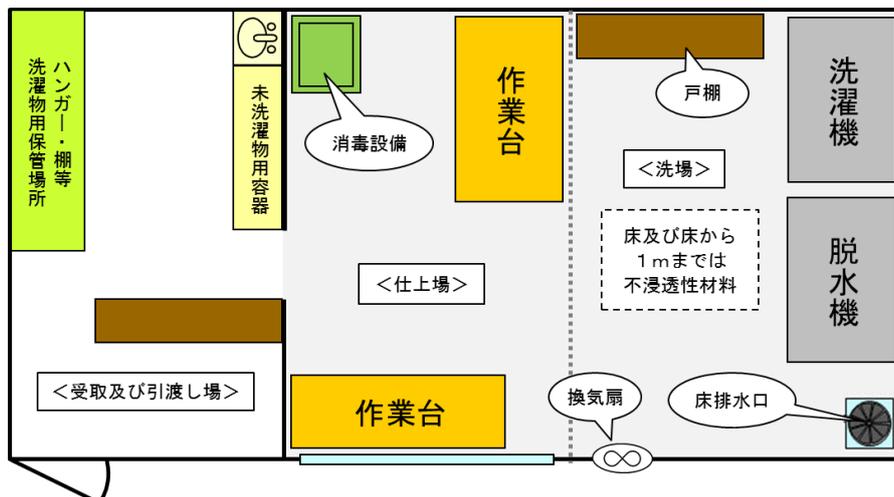
○指定洗濯物（※）を取り扱う施設の場合の追加事項

施設全般	<ul style="list-style-type: none"> 指定洗濯物を取り扱うクリーニング所においては、当該指定洗濯物を他の洗濯物と区分して処理するための専用の容器又は場所を設けるとともに、その使用の区分を表示すること。この場合において、当該容器又は場所については、使用の都度、消毒すること。
運搬車両	<ul style="list-style-type: none"> 指定洗濯物を運搬する車両においては、当該指定洗濯物を他の洗濯物と区分するための専用の容器を備えるとともに、その使用の区分を表示すること。この場合において、当該容器については、使用の都度、消毒すること。

※指定洗濯物【クリーニング業法施行規則第1条】

- ①伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの。
- ②伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの。
- ③おむつ、パンツその他これらに類するもの。
- ④手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの。
- ⑤病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これらに類するもの。

<施設平面図（例）>



3 衛生措置基準

【法第3条、市条例第3条】

区分	規 定
洗濯	<ul style="list-style-type: none"> ・営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。 ・洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。 ・洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること。 ・有機溶剤を使用して洗濯を行うときは、洗濯物を乾燥機その他の乾燥設備内で、有機溶剤の種類に応じた適切な温度で十分に乾燥させること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯が終わっていない洗濯物を取り扱う業務に従事する者については、当該業務の終了後に手洗いをさせるとともに、必要に応じて手指を消毒させること。 ・クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。））並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと。
○指定洗濯物を取り扱う施設の場合の追加事項	
洗濯	<ul style="list-style-type: none"> ・伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物（「2 構造・設備基準」における指定洗濯物に同じ。）を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。 ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。

4 クリーニング師の設置

【法第4条】

営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものは除く。）ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならない。ただし、営業者がクリーニング師であって、主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りでない。

5 クリーニング所への必要事項の掲示

【市条例第4条、市細則第6条】

営業者は、規則で定める事項（※）を、クリーニング所の見やすい場所に掲示しなければならない。

※クリーニング所の名称・所在地・検査確認番号、

クリーニング師をおかなければならないクリーニング所にあつては、その氏名及び免許番号

6 その他の法律による規制

クリーニング業法以外にも以下の法律による規制にご注意下さい。

項目	関係法令	担当課	連絡先
用途地域による建築物の用途制限（溶剤使用時）	建築基準法 都市計画法	住宅都市みどり局 監察指導課	092-711-4719
消防設備	消防法	消防局 各区消防署 予防課	（東）092-683-0119 （博多）092-475-0119 （中央）092-762-0119 （南）092-541-0219 （城南）092-863-8119 （早良）092-821-0245 （西）092-806-0642
下水道への排水	下水道法	道路下水道局 水質管理課	092-711-4512
公共用水域への排水	水質汚濁防止法	環境局 環境保全課	092-733-5386
廃棄物処理	廃棄物処理法	環境局 産業廃棄物指導課	092-711-4303

<クリーニング所開設後の注意事項について>

1 利用者に対する説明義務

【法第3条の2、施行規則第1条の2】

- ・営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。
- ・営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより（※）、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。
※①苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示すること。
②洗濯物の受取及び引渡しをしようとする際に、上記掲示事項を記載した書面を配付すること。

2 研修・講習について

【法第8条の2、第8条の3、施行規則第10条の2、第10条の3】

(1) クリーニング師

- ・クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。
- ・営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、前項に規定する研修を受ける機会を与えなければならない。

研修受講時期：①業務従事開始日から1年以内に1回
②前回受講日から3年ごとに1回

(2) 業務従事者

営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

研修受講人数：（従事者数÷5）人 ※1人未満の場合は1人、端数が出た場合は切り上げ。

研修受講時期：①クリーニング所開設日から1年以内に1回
②前回受講日から3年ごとに1回

※クリーニング師研修受講者は、従事者講習を受講したものとみなす。

保健医療局保健所地域衛生部各衛生課 環境係 連絡先

東衛生課	TEL:092-645-1112	FAX:092-645-1114	城南衛生課	TEL:092-831-4219	FAX:092-843-2662
博多衛生課	TEL:092-419-1125	FAX:092-434-0007	早良衛生課	TEL:092-851-6602	FAX:092-822-5733
中央衛生課	TEL:092-761-7351	FAX:092-761-8280	西衛生課	TEL:092-895-7094	FAX:092-891-9894
南衛生課	TEL:092-559-5161	FAX:092-559-5159			

平成26年4月1日作成
令和6年7月1日改訂